

榛東村立幼稚園あり方検討委員会（外部有識者会議）報告書

令和6年5月21日

榛東村立幼稚園あり方検討委員会

委員長 北澤 明子

— 目 次 —

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2. 榛東村立幼稚園あり方検討委員会の設置・・・・・・・・	P 3
3. 検討のための資料・・・・・・・・	P 3
(1) 幼稚園を取り巻く環境の変化・・・・・・・・	P 3
(2) 県内の未就学児童利用可能施設の設置状況・・・・・・・・	P 4
(3) 榛東村における未就学児童の保育施設・・・・・・・・	P 5
① 榛東村内の未就学児童保育施設・・・・・・・・	P 5
② 榛東村内の未就学児童保育施設及び定員・・・・・・・・	P 5
③ 利用者負担額（村立幼稚園）・・・・・・・・	P 6
(4) 未就学児童の施設利用状況・・・・・・・・	P 6
① 榛東村における未就学児童の施設別利用状況・・・・・・・・	P 6
② 管外保育の利用児童数と待機児童数の推移・・・・・・・・	P 7
(5) 村立幼稚園の現状・・・・・・・・	P 8
① 村立幼稚園の運営状況・・・・・・・・	P 8
② 村立幼稚園における在園児童数の推移・・・・・・・・	P 8
(6) 令和6年度以降の推計児童人口・・・・・・・・	P 9
4. 委員会における検討・・・・・・・・	P 10
(1) 村立幼稚園の現状の確認・・・・・・・・	P 10
(2) 今後の就園人数の推移・・・・・・・・	P 11
(3) 幼児教育の質の保障と適切な集団規模の確認・・・・・・・・	P 13
(4) 民営保育所開設に至る経緯の確認・・・・・・・・	P 14
(5) 村立幼稚園の1園化・・・・・・・・	P 15
(6) 1園化する際に活用する園舎の選定・・・・・・・・	P 16
(7) よりよい幼児教育を提供するための手立て・・・・・・・・	P 18
5. おわりに・・・・・・・・	P 21

1. はじめに

社会経済の変化や人口減少、さらには住民の多様化と高度化するニーズに対応するため、地方自治体は継続的に行政サービスを見直し、最適化する必要がある。特に、地方分権の進展に伴い、自治体自身が責任を持ってより効率的・効果的な行財政運営を行うことが求められている。

とりわけ、我が国における少子高齢化への対応は、地域はもとより国の将来を展望する上で最も重要な課題の一つである。これに対する行政の役割としては、次の2点が挙げられる。第一は、児童が集団を形成し、集団内や多様な集団との関わりの中で成長できる、適正で効果的な環境を整備することである。第二は、子どもを出産したい希望を叶えるための条件整備を推進し、安心して子育てを行える体制を整えることである。

近年、共働き家庭の増加に伴い、長時間保育サービスへの需要の高まりに対応するため、保育所や認定こども園など多様な形態の施設が必要とされている。行政としても、待機児童問題の解決、共働き家庭の支援と併せ、未就学児童の保育施設の安定的で効率的な運営を実現するため、民間の力を借りて施設運営とサービス提供の改善を積極的に推進する必要がある。

現在、榛東村では北幼稚園と南幼稚園の村立幼稚園2園を運営しているが、2園ともに園児数の減少により、1クラスの人数が減り、十分な教育効果を得にくい環境となっている。一方で、施設の老朽化や幼児教育の無償化による幼稚園離れの可能性についても課題を有している。そこで、榛東村立幼稚園のあり方検討会（以下、「調整会議」という。）において村が取りまとめた意見を土台に、より広い視点から村立幼稚園の今後のあり方を検討するため、「榛東村立幼稚園あり方検討委員会（外部有識者会議）」（以下、「委員会」という。）を設置した。

委員会では、榛東村教育委員会教育長の諮問を受け、本村の実情を十分踏まえ、経済環境の変化、人口の減少、そして社会の状況変化に対応し、児童の教育効果を十分に得られる最良の解決策を見いだすことを目的とし、以降に詳述のとおり報告書としてまとめた。

2. 榛東村立幼稚園あり方検討委員会の設置

委員会は、榛東村教育委員会教育長の諮問を受け、学識経験者、幼児教育の実践者、県行政担当者、本村子ども子育て会議の委員からなる10名の委員で構成し、以下の日程で会議を5回開催した（表1）。委員会では、榛東村における未就学児童の人口や就園状況、村立幼稚園の現状と課題、村内の民間保育施設の現状等を踏まえ、現在2園ある村立幼稚園の統廃合を含めたあり方について、協議、検討を行った。

表1 委員会開催日程

会議	開催日	時間
第1回委員会	令和6年2月20日	10:00 から 13:30 まで
第2回委員会	令和6年3月11日	10:00 から 12:00 まで
第3回委員会	令和6年3月26日	15:30 から 17:30 まで
第4回委員会	令和6年4月22日	10:30 から 12:00 まで
第5回委員会	令和6年5月21日	9:30 から 12:00 まで

榛東村立幼稚園あり方検討委員会作成

3. 検討のための資料

(1) 幼稚園を取り巻く環境の変化

国際化、情報化、少子化などに伴い、社会が急激に変化したことにより価値観や生活様式が多様化し、子どもや子育て世代を取り巻く社会環境も変化している。このような中、待機児童の問題により、共働きを希望する家庭が働けない現状や教育にかかる費用の増加、地域社会のコミュニティとしての機能低下による子育ての孤独化等、近年、子育て支援の強化等が重要な課題となっている。

このような社会状況を踏まえ、0歳から就学前までの子どもたちが一貫した教育と保育を受けられるようにするとともに、働く親を支援することを目指すとし、児童福祉と学校教育の両方の良いところを取り入れ、一元化した新しい制度として2006年（平成18年）に認定こども園が制度化された。

また、2015年（平成27年）には、「子ども・子育て支援新制度」が創設され、保育の必要性に応じた認定制度の導入や地域型保育事業など、新たな保育の場が増える取組が開始された。

さらに、政府は「全ての子どもたちに質の高い教育を提供する」ことを目指し、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、2017年（平成29年）12月8日に、「広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」ことを閣議決定した。制度は2019年（令和元年）10月から全面実施となった。

これにより、親が安心して働ける環境を整えるとともに、子どもたちが適切な教育とケアを受けられる環境を確保し、経済的な理由によらず全ての子どもが等しく質の高い教育を受けられるようにする環境が整えられてきた。また、2023年（令和5年）には、子どもの健全な育成を最優先に考え、社会全体で子育てを支える子どもを真ん中に据えた政策を展開すべく、これらの政策を一元的に推進するための組織としてこども家庭庁が設立された。さらに、多様な家庭のニーズに対応するため、2024年（令和6年）4月から「こども誰でも通園制度（仮称）」の試行を実施している。この制度の導入により、子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整え、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することが期待されている。

地方自治体においては、こうした国の政策に対応した子育てサービスの改革が急務であり、公立幼稚園のあり方の見直しを含め、時代のニーズに合ったサービス提供が求められている。

(2) 県内の未就学児童利用可能施設の設置状況

群馬県内の未就学児童利用可能施設の設置状況は表2のとおりである。

表2 群馬県内の未就学児童利用可能施設の設置状況 (人)

	H28	H29	H30	H31	R2	R3
保育所	360	327	293	280	277	272
幼稚園	175	163	155	139	128	122
幼保連携型認定こども園	72	113	147	168	179	189
計	607	603	595	587	584	583

健康福祉統計年報及び学校基本統計を参考に榛東村立幼稚園のあり方検討会（調整会議）が作成

表2から分かるとおり、保育所・幼稚園数はともに減少傾向にある。一方、幼保連携型認定こども園数は増加しており、少子化や家族形態の変化に伴う保育ニーズの多様化、低年齢化、長時間化に対応するため、保育所・幼稚園の認定こども園化が進んでいることがうかがえる。

(3) 榛東村における未就学児童の保育施設

① 榛東村内の未就学児童保育施設

榛東村において未就学児童が利用できる施設は、表3のとおりである。

それぞれ、保護者の就労状況、未就学児童の年齢等により利用することができる施設や時間が異なる。幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する際には、支給認定を受ける必要があり、支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分がある。

表3 榛東村における未就学児童利用可能施設

対象年齢	5歳・4歳・3歳		2歳・1歳・0歳
保育の必要性(*1)	なし	あり	
認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
	↓	↓	↓
利用施設	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園	保育所 認定こども園

*1 「就労」「妊娠、出産」「保護者の疾病、障害」等、定められた事由のいずれかに該当する場合
榛東村立幼稚園のあり方検討会（調整会議）作成

② 榛東村内の未就学児童保育施設及び定員

本村では、公営幼稚園2園（北幼稚園・南幼稚園）、民営認定こども園2園（中央こども園・南部こども園）、民営保育所1園（北部保育園）が設置されている。また、令和6年4月から民営の保育所として、ひこばえ保育園が開園した。榛東村における未就学児童保育施設及び定員は、表4のとおりである。

表4 榛東村における未就学児童保育施設及び定員

(人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
幼稚園	—	—	—	60	60	70	190
北幼稚園	—	—	—	20	30	35	85
南幼稚園	—	—	—	40	30	35	105
こども園	16	30	55	51	54	54	260
中央こども園	6	15	25	21	24	24	115
南部こども園	10	15	30	30	30	30	145
保育所	18	28	42	44	44	44	220
北部保育園	12	19	24	20	20	20	115
ひこばえ保育園	6	9	18	24	24	24	105
年齢別定数	34	58	97	155	158	168	670

榛東村立幼稚園のあり方検討会（調整会議）作成（令和5年4月1日時点）

③ 利用者負担額（村立幼稚園）

榛東村における未就学児童の幼稚園における利用者負担額は、表5のとおりである。

表5 榛東村における未就学児童の施設別利用負担金（村立幼稚園）

無償化前				無償化後
区分	保育時間	金額		金額
保育料		月額 4,500 円		無償
早朝預かり保育	7:00 から 8:30 まで	月額 3,000 円		無償
	7:30 から 8:30 まで	月額 2,000 円		
	8:00 から 8:30 まで	月額 1,000 円		
長時間預かり保育	14:00 から 15:30 まで	月額 1,000 円		
	14:00 から 16:00 まで	月額 2,000 円		
	14:00 から 16:30 まで	月額 3,000 円		
	14:00 から 17:00 まで	月額 4,000 円		
	14:00 から 17:30 まで	月額 5,000 円		
	14:00 から 18:00 まで	月額 6,000 円		
一時預かり保育	休業日	7:00 から 8:30 まで	1 時間当たり 100 円	同左
		8:30 から 14:00 まで	1 時間当たり 50 円	同左
		14:00 から 18:00 まで	1 時間当たり 100 円	同左
	休業日以外の日	園長の定める時間	1 時間当たり 100 円	同左

榛東村立幼稚園のあり方検討会（調整会議）作成

(4) 未就学児童の施設利用状況

① 榛東村における未就学児童の施設別利用状況

榛東村における令和5年度の未就学児童の施設別の利用状況は、表6のとおりである。

表6 榛東村における未就学児童の施設別利用状況 (人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
村内該当年齢人口 (令和5年4月1日現在)	92	90	120	110	123	156	691	就園率＊
幼稚園	—	—	—	19	28	35	82	11.9% (21.1%)
北幼稚園	—	—	—	12	13	20	45	
南幼稚園	—	—	—	7	15	15	37	
こども園	20	44	54	60	59	67	304	64.5% (69.2%)
中央こども園	5	21	25	28	30	30	139	
南部こども園	15	23	29	32	29	37	165	
保育所	14	19	26	25	27	31	142	
北部保育園	14	19	26	25	27	31	142	
ひこばえ保育園								
未就園児 (村外施設利用者含む)	58	27	40	6	9	23	163	23.6% (9.8%)

*就園率の()内は3歳以上児の就園率を表す

榛東村立幼稚園のあり方検討会(調整会議)作成(令和5年10月1日時点)

表6に示すとおり、村内の未就学児童のうち、村立幼稚園の利用率は11.9%にとどまっている。この全体の約1/10に過ぎない利用率は、村立幼稚園が地域の子育て家庭のニーズを満たす上での課題を示している。

一方、民間の認定こども園及び保育所の利用率は村内未就学児童のうち、64.5%と高く、多くの保護者がこれらの施設を選んでいることが明らかである。これは、長時間保育サービスや、より多様なニーズに対応可能な環境を求める保護者が多いことを示している。

また、村外施設利用者(管外保育利用者)を含む未就園児が23.6%という数字も見逃せない。これらは、3歳以上児の就園率から見ても同様である。

②管外保育の利用児童数と待機児童数の推移

表7は、榛東村の未就学児童の推移と管外保育を利用する児童数の推移である。

令和4年度までは、本村においても待機児童が発生しており、管外保育利用者は35人であったが、令和5年度には待機児童の問題は解消しており、令和6年度から管外保育の利用者は減少する見込みである。また、管外保育利用者のうち一定数は、令和7年度以降もおおよそ同数程度の利用者数が予想される。

表 7 榛東村の未就学児童及び管外保育を利用する児童数の推移 (人)

	0 歳から 5 歳までの合計(A)	管外(B)	A-B
令和元年	748	37	711
令和 2 年	784	55	729
令和 3 年	736	42	694
令和 4 年	723	35	688
令和 5 年	691	30	661
令和 6 年	644	19	625

榛東村立幼稚園のあり方検討会（調整会議）作成（各年5月1日時点、令和6年は令和5年10月25日時点の見込み）

(5) 村立幼稚園の現状

① 村立幼稚園の運営状況

村立幼稚園は北幼稚園が築 44 年、南幼稚園が築 39 年を経過し、園舎の老朽化が進んでおり、仮に南幼稚園の長寿命化改修工事を行った場合、概算で 213,235 千円（設計費：13,508 千円、工事費 199,727 千円）が必要となり、北幼稚園においても同程度の経費が必要となる。

また、施設の維持管理（電気・水道料等）や運営（人件費等）にかかる経費は、年間 2 園合計で 92,405 千円（令和 4 年度決算）である。これは、令和 5 年度に 2 園に在園していた児童 82 名（表 6 参照）を基にすると、一人当たり約 1,126 千円を費やしている状態である。

② 村立幼稚園における在園児童数の推移

表 8 及びグラフ 1 は、村立幼稚園における在園児童数の推移である。

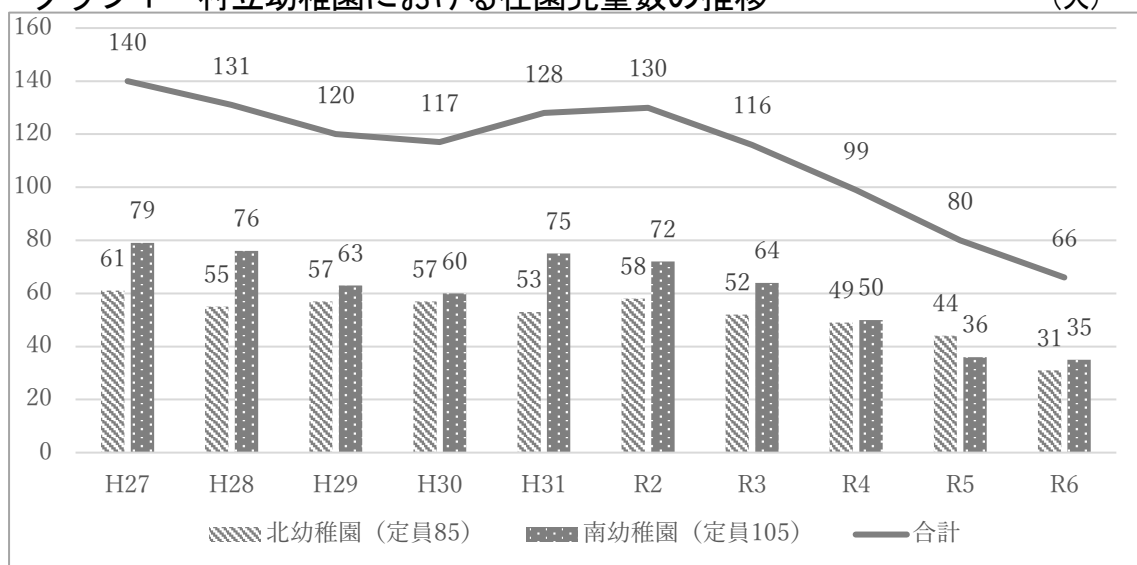
令和 2 年度を境に園児数は急速に減少を始め、その傾向は続いている。令和 4 年度には 2 園の在園児童合計数が南幼稚園 1 園の定員を下回り、令和 5 年度以降は、小規模な北幼稚園一園の定員を下回る状況となった。

表 8 村立幼稚園における在園児童数の推移 (人)

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
北幼稚園（定員 85）	61	55	57	57	53	58	52	49	44	31
南幼稚園（定員 105）	79	76	63	60	75	72	64	50	36	35
合計	140	131	120	117	128	130	116	99	80	66

榛東村立幼稚園のあり方検討会（調整会議）作成（各年5月1日時点、令和6年は令和5年10月25日時点の見込み）

グラフ1 村立幼稚園における在園児童数の推移 (人)



榛東村立幼稚園のあり方検討会（調整会議）作成（各年5月1日時点、令和6年は令和5年10月25日時点の見込み）

(6) 令和6年度以降の推計児童人口

表9は、令和6年度から11年度までの榛東村における児童人口の推計値である。

人口推計は、直近の使用可能なデータで、かつ推計時点として望ましい4月1日時点の実績を使用することが可能な住民基本台帳に拠る実績人口データに基づいて導き出した。推計の方法としては、近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予測されないため、コーホート変化率法を用いることとした。

表9 榛東村推計未就学児童人口（令和6年から11年まで推計） (人)

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0から5歳までの合計
推計人口	令和6年	96	94	93	120	113	128	644
	令和7年	94	99	98	93	123	117	624
	令和8年	94	97	103	98	95	127	614
	令和9年	92	97	101	103	99	99	591
	令和10年	92	95	101	101	105	104	598
	令和11年	90	95	99	101	103	110	598

榛東村立幼稚園のあり方検討会（調整会議）作成

なお、コーホート変化率で推計できない0歳人口（出生数）は、母親となり得る女性の人口を、出生率を基に必要な要因を加味して推計した。

表中の0から5歳児までの推計人口は、令和6年度から緩やかに減少し、

令和9年度を下限とし、令和10年度と11年度においてはほぼ同数となっており、減少傾向に変化が見られる。

各年度の未就学児童数の経年変化は、1年ごとに数名の増加又は同数となっており、本村での出生児に加え、転入による若干の社会増が見込まれる状況である。

4. 委員会における検討

調整会議では、幼稚園を1園に整理・統合することで村立幼稚園を維持することが案として示されており、委員会においても、それを前提に検討がなされた。以下は、検討の経緯及びその内容である。

(1) 村立幼稚園の現状の確認

委員会では、まず、村立幼稚園の現状について確認した。その中で、特に、次の4点について共有した。

- ・ 令和5年度4月時点で村では村立幼稚園2園を運営している。その他、民営の認定こども園2園、民営の保育所1園が設置されている。
- ・ 令和6年度から新設の保育所(定員105人)が開園する予定である。しかし、2歳以上児クラスには70人程度の欠員がある状態である。
- ・ 村内幼稚園の就園者は、定員の1/3程度である。各年齢のクラス規模については、3歳で10人前後、4・5歳は20人以下となっている。
- ・ 認定こども園、保育所では待機児童対策のため増築を行っており、令和5年度から待機児童は解消している。

村立幼稚園の就園人数が減少傾向にある一方で、認定こども園・保育所の就園希望は増加していることも確認した。その要因として次の点を確認した。

- ・ 共働き世帯の増加により、認定こども園や保育所への就園希望が増加していること。
- ・ 幼児教育の無償化による幼稚園離れに加え、保護者の就労形態の変化により就園開始年齢が低年齢化していること。
- ・ 認定こども園や保育所を低年齢から利用している場合、卒園まで同じ園に在園するため、3歳から幼稚園へ転園する可能性が低いこと。

さらに、幼稚園の就園人数は、今後、更なる減少が懸念されることを確認した。具体的には、次に示すとおりである。

- ・ 榛東村の人口推計（令和6年度から令和11年度まで）から、村全体の人口は減少傾向にあり、子どもの数が更に減少する懸念がある。
- ・ 18歳以下の人口減少はすでに深刻な状況である。幼稚園を1園化したとしても、各年齢の就園数が今後1桁台となっていくことも懸念される。
- ・ 令和6年2月20日の第1回委員会にて、令和6年度4月から、榛東村では0・1・2歳児の保育料無償化の実施を計画していることを共有した。この無償化により、低年齢児の就園希望が増加し、幼稚園のニーズはさらに減少する可能性がある。

(2) 今後の就園人数の推移

懸念事項とされた0・1・2歳児の保育料無償化の影響については、現状では推測が難しい。今後の各年齢における就園人数の推移について、令和7年度から令和11年度までの人口推計人数をもとに分析した。

表10は、令和6年度の就園希望者を基に、未就学児童が就園する割合を年齢別に算出したものである。

表10 令和6年度の就園希望者からみた就園率

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	備考
村内年齢別人口数 A	96	94	93	120	113	128	644	推計値(R6)
就園希望者 合計 B	43	70	77	116	106	116	528	幼稚園1園 こども園2園 保育園2園
年齢別就園率 A/B	45%	74%	83%	97%	94%	91%		

榛東村立幼稚園あり方検討委員会 作成

これを基準として、令和7年度から令和11年度までの就園想定人数を算出したものが表11である。

表 11 令和 6 年度の就園率からみた今後の就園想定人数 (人)

		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
R7	村内該当年齢人口	94	99	98	93	123	117	624
	年齢別就園想定人数	42	74	81	90	115	106	508
R8	村内該当年齢人口	94	97	103	98	95	127	614
	年齢別就園想定人数	42	72	85	95	89	115	499
R9	村内該当年齢人口	92	97	101	103	99	99	591
	年齢別就園想定人数	41	72	84	100	93	90	479
R10	村内該当年齢人口	92	95	101	101	105	104	598
	年齢別就園想定人数	41	71	84	98	98	94	486
R11	村内該当年齢人口	90	95	99	101	103	110	598
	年齢別就園想定人数	40	71	82	98	97	100	487
*年齢別受入れ上限数		48	73	97	133	139	144	634

*村内未就学児童保育施設における受入れ上限数(令和6年4月1日時点)

榛東村立幼稚園あり方検討委員会 作成

これによれば、村内施設の年齢別受入上限を合計した「年齢別受入上限数」と比較すると、令和 7 年度に 1 歳児において 1 名の待機児童が発生する可能性があるものの、その他については下回っている状態であり、長期的には緩やかな減少傾向となる見込みである。

もちろん、0・1・2 歳児までの保育料無償化の影響により保育ニーズの増加につながる可能性があるが、現状でも 1 歳児以上は 70%以上の就園率であることから、今後、極端な増加は見込めない状況である。

また、0 歳児については就園率が 45%と低い状態ではあるが、全国の女性の育児休業の取得率を見ると、表 12 のとおり 80%を超えている現状から、0 歳児の就園率の急激な上昇につながるとは考えにくく、今後上昇するかは見通せない状況である。

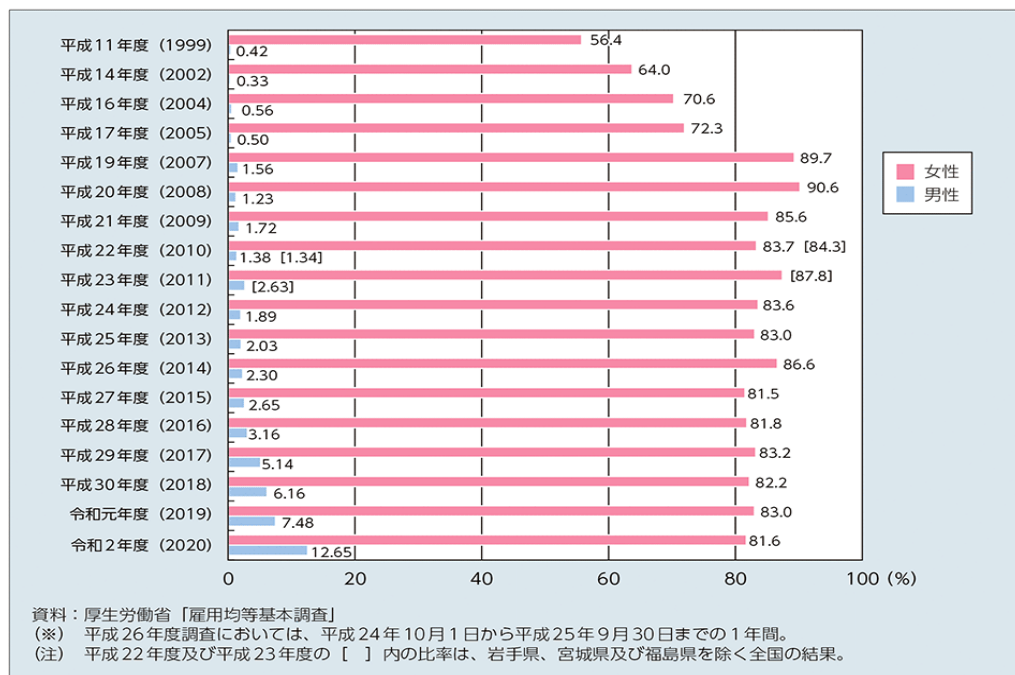
以上のことから、主に次の点が確認された。

- ・ 令和 7 年度において、1 歳児が受入上限人数をわずかに上回る結果になったが、それ以外の年齢では現状維持又は緩やかな減少傾向となる見込みであること。
- ・ 表 11 では、令和 6 年度の就園率を基準としており、0・1・2 歳児の保育料無償化の影響が保育ニーズの増加につながる可能性がある。今後、一時的には待機児童を生む可能性があるものの、長期的には人口減少の傾向がみられるため、村内の民営園の経営が困難な状態に陥

らないよう、継続的・安定的な運営が維持できるようにしていく必要がある。

- ・ 0歳児については、国の調査によると母親の育休取得率が約80%と高い水準であり、利用者の急激な増加つなぐとは考えにくいだが、一方で1歳児や2歳児については増加傾向となる可能性もあり、今後の推移を注視していく必要がある。

表 12 育児休業取得率推移（全国）



出典：令和4年度版厚生労働白書（厚生労働省）

(3) 幼児教育の質の保障と適切な集団規模の確認

上述のとおり、幼稚園の就園希望者の減少が懸念される中、多数の同年齢や異年齢の幼児同士で関わることで育ちが保障される幼児教育において、教育の質を保つために必要な集団規模について、幼児教育に携わる委員から、以下のような指摘がなされた。

- ・ 遊びを通して、主体的に様々な環境と関わりながら、小学校以降の生活や学習の基盤が育成される幼児教育において、教育の質を保つために、集団規模は重要な環境の一つとなる。
- ・ 特別な支援を必要とする子の人数や実態により適正人数は一概には言えないが、極端にクラスの人数が少ないと集団としての遊びが広がらない傾向にある。

- ・ 3歳児については、その発達特性を考えると、基本的な生活習慣を身につける時期でもあるため1クラス 20 人以内が適切である。4・5歳児については1クラス 20～25 人程度であれば集団として教育や遊びの質が高まる。

これは、園や学級の規模と、そこでの幼児の集団性、協同性の育ちが関連し合っていることを指摘した「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」（公益社団法人全国幼児教育研究会, 2011）と同一の主張であった。本研究によれば、幼児期に集団での関わりが十分確保されるためには、一定の集団の大きさが必要であると園長、担任ともに認識していること、教育効果が高まる適正な学級規模として、1学級の園児数を3歳児は20人以下、4・5歳児は20人以上、中でも5歳児は25人以上が望ましいこととしている。

令和6年4月1日現在の村立幼稚園2園の就園人数は、表13に示すとおりである。この表によれば、現在の4歳児が5歳児になる令和7年度以降は2園合計しても望ましい学級の規模を保てない状況が予測される。さらに、表9の榛東村推計未就学児童人口を踏まえると、その状況は今後より深刻化するものと思われる。このように、本村において、将来的に幼稚園利用者の更なる減少が続いた場合、2園を存続すると、幼児教育に求められる教育効果が得られなくなる可能性が高いことを共有した。

表 13 村立幼稚園の就園人数

(令和6年4月1日現在) (人)

幼稚園合計	3歳児	4歳児	5歳児	計
	22	20	30	72
北幼稚園	6	12	13	31
南幼稚園	16	8	17	41

榛東村立幼稚園あり方検討会 作成

(4) 民営保育所開園に至る経緯の確認

未就学児童の減少が推測される中で、令和6年度から新たに「ひこばえ保育園」が開園した。現状では、2歳児以上のクラスで定員を大幅に満たしていない状況だが、今後、就園人数が増えることが予想され、幼稚園の就園人数に影響を及ぼす可能性がある。このような中で新たに民営保育所が開設されるに至った経緯について共有した。

- ・ 平成 28 年頃から児童人口の増加や保育ニーズの変化により発生した待機児童の解消のため、既存の認定こども園 2 園及び保育所 1 園の協力により、園舎の増築を行い、定員増を図ってきた。
- ・ 増築後にも待機児童が発生し、この解消のために新たな受け皿の確保が必要となり、新たな保育所（ひこばえ保育園）の開園に至った。

このように、本村の待機児童解消のため、村として保育所を誘致してきた経緯を踏まえ、村内全体の未就学児童受入施設として、民営こども園、民営保育所の合計 4 施設が、長期的かつ継続的に安定した経営を図れるよう連携・協力・支援をしていくことが、未就学児童の就園施設の受皿を確保することにつながる事を確認した。

こうした中であって、村立幼稚園を認定こども園とすることで民営保育施設の継続的で安定した経営の妨げになる可能性があること、榛東村公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）における大規模改修工事が必要となることから、8 ページで言及のとおり幼稚園として長寿命化工事を行う場合は、概算で約 2 億円程度の費用がかかること、また、認定こども園化するためには、約 3 億円程度の費用が発生し財政負担が大きいこと、長寿命化工事を行う場合、今後 30 年程度の園舎の利用が条件となり、今後の人口増加が見込めない現状で、そのような長期的な展望に立った大規模改修に踏み切ることは適当でないことが確認された。

(5) 村立幼稚園の 1 園化

村内の未就学児童の人口は緩やかな減少傾向が予測され、保育ニーズの高まりによって幼稚園の就園人数は今後も減少する公算が高いこと、幼児教育の質を保つために適切な集団規模とするための手立てが求められること、民営保育施設の長期的かつ継続的で安定した経営を図れるよう連携・協力・支援し、未就学児童の就園施設の受皿を確保する必要があること等の理由により、村の調整会議でも早急に実施する必要があるとされた村立幼稚園の 1 園化については、これまでの協議の中でいくつかの懸念事項はあるものの、もはや免れない状況であると判断され、委員会の意見とすることで合意した。

また、老朽化する園舎の長寿命化改修工事に踏み切る状況にないため、1 園化する際には、既存の 2 幼稚園のいずれかを活用することとし、どちらの園舎を活用することが適当かについて合意形成し、答申に示すこととなった。

そこで、村内未就学児童保育施設（幼稚園・認定こども園・保育園）を利用している保護者に対し、アンケート調査を実施し、保護者のニーズについて分析した上で、よりよい幼児教育を提供するために必要な手立てを見いだし、提言として答申に加えて示す必要があることを確認した。

(6) 1 園化する際に活用する園舎の選定

村立幼稚園を1園化するに当たって、南幼稚園、北幼稚園どちらの施設を活用することが適当であるかについて検討した。表14は、南幼稚園・北幼稚園を比較した表である。両園ともに建築後40年近くを経っており、同じような設備を持つことから、南幼稚園の園庭が2箇所に分かれていること、北幼稚園が平成25年度に国費補助対象事業として一部増築工事を行っており、教育施設以外の用途で使うことになった場合は、補助金返還が求められる可能性があることを除けば、大きな差異が認められない状態である。

表14 南幼稚園・北幼稚園の比較

	南幼稚園						北幼稚園					
建築年数	昭和59年 園舎①：築39年（鉄筋コンクリート造） 平成4年 預かり保育室：築31年（鉄骨造） 平成13年 園舎②：築22年（鉄骨造）						昭和54年 園舎：築44年（鉄筋コンクリート造） 平成25年 預かり保育室：築10年（鉄骨造）					
施設規模	定員：105人						定員：85人					
(学級数)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	—	—	—	20人	30人	35人	—	—	—	20人	30人	35人
	—	—	—	2	1	1	—	—	—	1	1	1
補助金・改修	【南幼稚園の園舎を活用する場合の経費】 南幼稚園の園舎①に係る補助金返還 (耐用年数 47年) ・園舎の建築については、補助金を活用しており、処分制限年数期間内（残存期間7年）となるが、40年越えているため、返還の可能性は低い。						【北幼稚園の園舎を活用する場合の経費】 北幼稚園の経年劣化による雨漏りの改修 ・長寿命化（10年～15年）での改修には、1千万円程度の費用が必要となる可能性があり、雨漏り部分のみ修繕する場合には数十万円程度の費用が必要となる。					
							【南幼稚園の園舎を活用する場合の経費】 北幼稚園の預かり保育室に係る補助金返還 (耐用年数 34年)					
								R6	R7	R8	R9	
							経過年数	11年	12年	13年	14年	
							残存年数	23年	22年	21年	20年	
							返還額	3,638千円	2,461千円	2,354千円	2,247千円	
その他施設の特徴	・園庭1箇所、グラウンド1箇所 ・園舎は、3・4歳児と5歳児の教室が分かれて配置 ・駐車場がグラウンドに隣接						※補助金返還の可能性について ・施設ごとの処分制限年数内に、施設の用途替えをする場合、補助金の性質上、教育施設であれば返還が必要ない場合もある。					
							・園庭1箇所 ・園舎は、3・4・5歳児の教室が横並びで配置 ・駐車場から園舎まで徒歩5分程度					

榛東村立幼稚園のあり方検討会 作成

このことから、「子どもの視点」「保育者の視点」「保護者の視点」「管理者の視点」の4点から両園を比較し、活用するに当たって、より適した施設を探ることとした。

参考意見として、実際に両園での保育を経験している正規職員6名を対象に聞き取り調査を行った。今後、1園に統合した場合にどちらの園がよりよい保育、教育環境を提供していけると思うか、との聞き取りに対し、6人中5人が北幼稚園の園舎を選択した。この結果を受け、それぞれの視点からみた両園のメリット・デメリットについて、比較・検討を行った。

まず、「子ども・保育者の視点」から見た北幼稚園の魅力は、「見通しのよい園庭」と「異年齢交流が生まれやすい教室の配置」、南幼稚園の魅力は、「広いグラウンドでの遊びの充実」である。北幼稚園の見通しのよい園庭は、子ども同士の遊びが目に入りやすく、互いに刺激を受けて遊びが展開していくことが期待できること、保育者にとっては死角のない園庭は目が行き届きやすく、保育のしやすい環境であることがいえる。一方で、南幼稚園の広いグラウンドでは、身体を思い切り動かして伸び伸びと遊ぶことができるが、南幼稚園の園庭とグラウンドが2箇所に分かれており、子どもが自由に行き来することはできず、保育者の目も行き届きにくい。また、今後園児数が減少する可能性がある中で、異年齢での関わりは大きな役割を果たす部分になってくることを考えると、子どもが行き来しやすい北幼稚園の横並びの教室配置は、3・4歳児と5歳児クラスが分かれた南幼稚園の教室配置と比べると魅力的であるといえる。

次に「保護者の視点」から見た部分については、北幼稚園の園舎から駐車場までの距離があることで、子どもの手を引き、小さい赤ちゃんを抱えての毎日の登降園は、保護者にとって負担となっているのではないかとこの意見が委員から挙がった。

しかし、幼稚園に通う子どもの年齢を考えると、将来の小学校入学に向けた自力通学への準備期間として、横断歩道を渡り歩道を歩くことに慣れる機会として、メリットとして捉えることも出来るのではないかと、という意見も別の委員から挙がった。

最後に、「管理者の視点」としての村の立場では、年々就園人数が減少している公立幼稚園を2園体制で運営していくことは、財政的にも困難であり、また、村内の認定こども園や保育所が安定的な経営を存続していけるよう協力していく必要があることも確認された。

どちらの園にも、メリット・デメリットがあることから、活用する園が決まった際には、配慮が必要な部分について、付帯意見として示していくことを確認した。

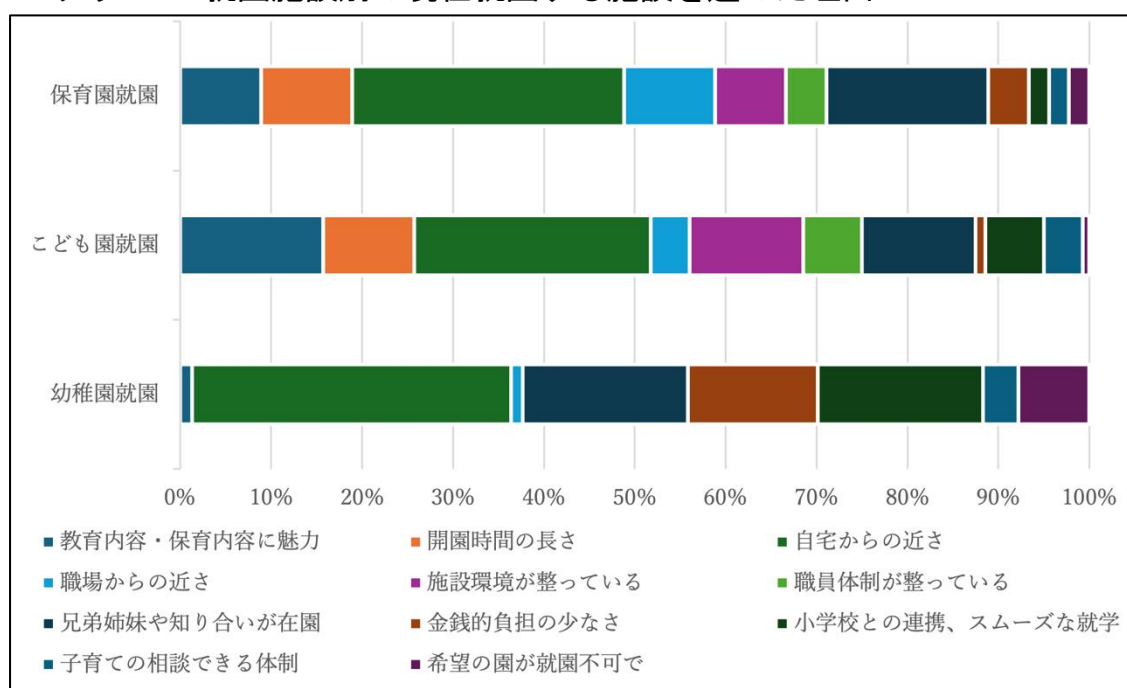
協議を踏まえ、現在保育を行っている保育者6名中5名が、統合した場合によりよい保育、教育環境を提供していける園として選択し、見通しがよく安全・安心な保育が望め、異年齢交流が生まれやすい教室配置である北幼稚園を1園化する際に活用することを答申に示すこと、登降園の際の保護者負担の軽減等の配慮が必要な部分については、付帯意見として示していくこととした。

(7) よりよい幼児教育を提供するための手立て

村内未就学児童保育施設（幼稚園・認定こども園・保育園）を利用している保護者に対しアンケート調査を実施し、保護者のニーズについて分析した。アンケートは、村内の未就学児童就園施設5園の保護者を対象に無記名で実施し、548名の児童の保護者のうち198件の回答を得た。

グラフ2は、現在就園する施設を選んだ理由（複数回答可）について、就園する施設別に集計した結果である。

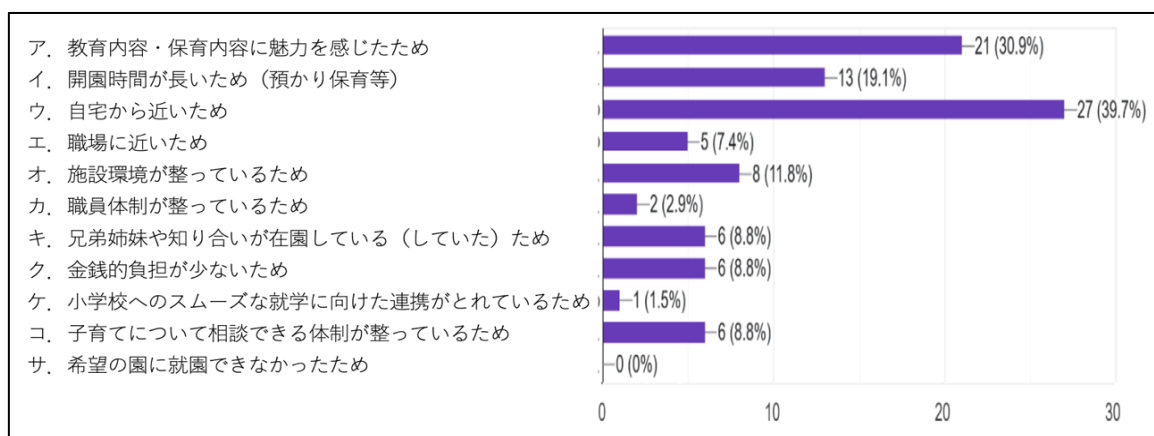
グラフ2 就園施設別の現在就園する施設を選んだ理由



榛東村立幼稚園あり方検討委員会作成

一方、グラフ3は、現在就園する施設とは別の施設の利用を検討した保護者（全体の35.9%が別の施設の利用を検討したと回答）が、どのような理由（複数回答可）で検討したかを集計した結果である。

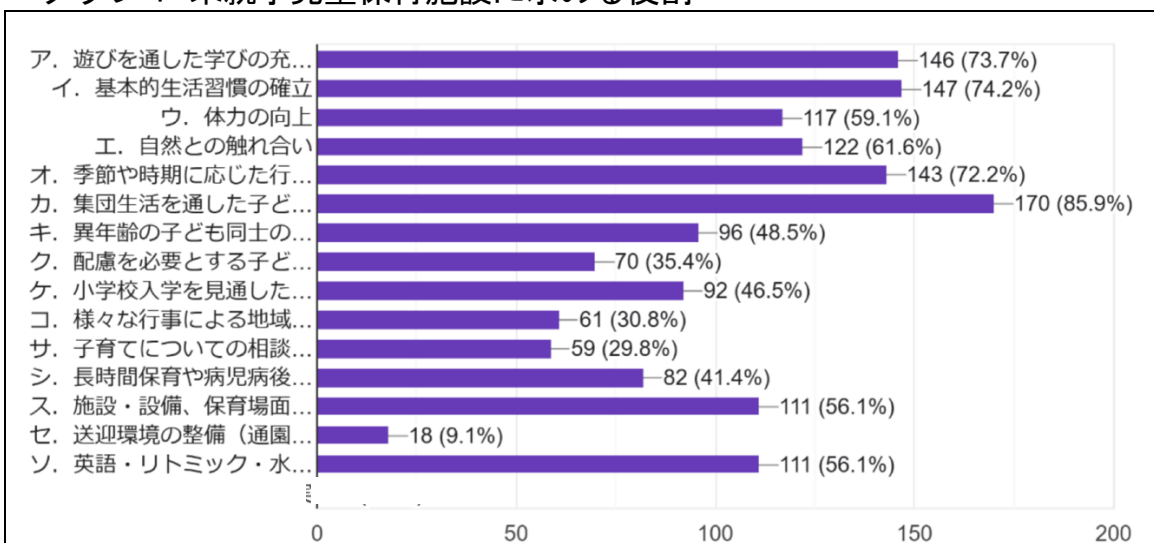
グラフ3 他の施設の利用を検討した理由



榛東村立幼稚園あり方検討委員会作成

また、グラフ4は、本村の未就学児童保育施設（幼稚園・認定こども園・保育園）にどのような役割を求めるか（複数回答可）を集計した結果である。

グラフ4 未就学児童保育施設に求める役割



*選択肢は以下アからソのとおり

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| ア. 遊びを通した学びの充実(子どもが自由に選んだ遊びの充実) | イ. 基本的な生活習慣の確立 |
| ウ. 体力の向上 | エ. 自然との触れ合い |
| オ. 季節や時期に応じた行事体験 | カ. 集団生活を通した子ども同士の関わり |
| キ. 異年齢の子ども同士の関わり | ク. 配慮を必要とする子どもへの支援 |
| ケ. 小学校入学を見通した教育・保育内容の実施 | コ. 様々な行事による地域との交流 |
| サ. 子育てについての相談体制 | シ. 長時間保育や病児病後児保育の充実 |
| ス. 施設・設備、保育場面での安全対策 | セ. 送迎環境の整備（送迎バスの運行など） |
| ソ. 英語・リトミック・水泳・習字などの学びの選択肢の充実 | |

榛東村立幼稚園あり方検討委員会作成

これらのグラフから、検討に際し、次の点に着目した。

- ・ グラフ 2 から、保育所・認定こども園では、「教育内容・保育内容に魅力」「開園時間の長さ」を理由に挙げる割合が高い。
- ・ グラフ 2 から、保育所では、「職場の近さ」を理由に挙げる割合が高い。
- ・ グラフ 2 から、保育所・認定こども園では、「施設環境が整っている」を理由に挙げる割合が高い。
- ・ グラフ 2 から、幼稚園では、「金銭的負担の少なさ」「小学校との連携、スムーズな就学」を理由に挙げる割合が高い。
- ・ グラフ 3 から、他施設を検討した理由として「教育内容・保育内容に魅力を感じたため」「開園時間が長いため」「自宅から近いため」を理由に挙げる割合が高い。
- ・ グラフ 4 から、保護者が未就学児童の施設に求める役割として、「遊びを通した学びの充実」「基本的生活習慣の確立」「体力の向上」「自然との触れ合い」「季節や時期に応じた行事」「集団生活を通した子ども同士の関わり」等、児童の成長や育ちを促す役割を求める割合が高い。加えて、「施設・設備、保育場面での安全対策」といった施設面の充実、「英語・リトミック・水泳・習字などの学びの選択肢の充実」といった、特徴的な取組を求める割合が高い。

これを踏まえ、委員から、主に次のような意見が出された。

- ・ Web ページや広報を活用したり施設説明会を設定したりして、就園施設を選ぶ段階で幼稚園の教育のよさを積極的にアピールする必要がある。
- ・ 遊びを通して環境と関わり、成長を育む幼児教育の特性について周知する取組を行う必要がある。
- ・ 1 園化を統廃合と捉えるのではなく、既存の園のよさを生かす深化・発展させた新たな園を村として 1 園開設するという視点に立ち、村としての幼児教育の理念や目標を言語化して再定義する必要がある。
- ・ 公立公営のよさを最大限生かし、地域や周辺施設等を最大限活用した特徴ある教育を推進する必要がある。

- ・ 村立幼稚園として安定的に園運営ができる意識から脱却し、保護者から選ばれる園として積極的な園運営の意識を持つことが大切である。

また、予測値の数字上では、各年齢で受入先が安定的に確保されていくように見えるが、実際には保護者が希望する園に就園できず、第2希望、第3希望の園へ就園しているのが現状であることについて、次のような意見が挙げられた。

- ・ 認定こども園や保育所と幼稚園の担当課が異なる性質上、入園希望を別々に受け付けている現状から、第2希望、第3希望の選択肢に幼稚園があげられない状況がある。しかし、保護者の視点に立てば、未就園児童を預けられる園であることに変わりはないため、共通の入園希望調査を行えるようにすると良いのではないかな。
- ・ 既に保育施設を利用している保護者が、3歳になった時点で現在通園している施設を変えて幼稚園を選択することは考えにくいだが、新設の保育所については、まだ定員には余力がある状態である。幼稚園を選択肢に入れることで、保護者の立場からも施設の選択肢が広がるのではないかな。

以上の検討を経て、委員会では、村立幼稚園の存続は村にとっての資源となるが、今後の幼稚園就園者の更なる減少が予測されること、教育効果が高まる適正な学級規模を維持する必要があること、村内にある民営保育施設と合わせ、未就学児童の就園施設が長期的かつ継続的で安定した経営を図れるようにする必要があることなどを勘案し、現在2園ある村立幼稚園のよさを生かして深化・発展させた村立幼稚園1園を改めて開設するべきであることを答申することとした。

加えて、村立幼稚園のよさを生かして深化・発展させることに向け、審議を踏まえて8点について提言し、答申に付帯意見として加えることとした。

5. おわりに

幼稚園の状況と今後の展望、経済状況等や本村の未就学児童保育施設の状況を踏まえ、5回の委員会の議論を経て、2園の村立幼稚園を1園に統合し、

今後の推移を継続的に見守ることが適当という結論に至った。これは、資源の有効活用、教育の質の向上、そして持続可能な運営体制を目指すための重要な一歩である。

経過を含めた詳細な過程と結果をまとめた本報告書の内容を踏まえ、地域や保護者に愛され、よりよい幼児教育を実践する本村ならではの幼稚園を目指し、管理者と実践者が目標や理念を共有し、教育を一層充実させていかれることを期待し、審議の報告とする。